

個人のお客様の新規口座開設について

当組合では、犯罪収益移転防止法に基づくお客さまの取引時確認を徹底しております

近年、ヤミ金融業者などが預貯金口座を利用した違法な取り立てや、架空請求により金融機関の預貯金口座に振り込みを請求するなど、悪質な事例が大きな社会問題となっています。当JAでは、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまへ下記をお願いしております。

お客様にはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

★ 口座の開設は、最寄りの支店にてお手続きください。

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な支店にてお手続きください。遠方の支店をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただき、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

★ 口座のご利用目的・ご職業・事業内容等をお伺いさせていただいております。

口座開設に際して、法令遵守(犯罪収益移転防止法等)および金融犯罪防止の観点から、口座のご利用目的、ご職業(勤務先、勤務先住所含む)、事業内容等をお伺いさせていただいております。

口座開設の目的が不明瞭、不自然である場合や、取引時確認にご協力いただけない場合には、口座開設をお断りすることがございます。また、口座開設後にご利用目的とは大きく異なる取引をされた場合等は、JAの判断により口座のご利用を停止させていただく場合や、解約させていただく場合がございます。

★ 他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています。

貯金規定により、他人による口座開設の利用や口座の譲渡は禁止されております。他人による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。他人に利用させるために口座を開設することは、刑事罰の対象となる場合もございます。

★ 複数の口座を開設されることはご遠慮ください。

既に当JAに口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただき、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

★ 反社会的勢力ではないことを確認させていただいております。

当JAでは、政府指針等に従い反社会的勢力等との取引を排除するため、貯金規定等に暴力団排除に関する規定を設けております。口座開設の際は、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を提出していただいております。

東京南農業協同組合

- ご本人さまであることを確認させていただくため、以下の本人確認書類(原本)をご提示ください。

[顔写真のある本人確認書類]

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード
- ・ パスポート(日本国発行分のみ)
- ※令和2年2月4日以降に発行された旅券は住所記載欄がないため別の確認書類が必要となります。
- ・ 運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降交付分)
- ・ 療育手帳
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 官公庁が発行、発給した顔写真のある書類

※ 外国人のお客さま

- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

- 顔写真のある本人確認書類をお持ちでない場合は、以下のいずれか2種類の本人確認書類(原本)をご提示ください。

[顔写真なしの公的書類]

- ・ 各種健康保険の資格確認書
- ・ 介護保険証
- ・ 年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 母子健康手帳

※ 上記書類がない場合には事前にご相談ください。

[その他補完書類]※補完書類2点のみのご提示ではお取り扱いできません

- ・ 住民票の写し (発行から 6 カ月以内のもの)
- ・ 印鑑登録証明書 (発行から 6 カ月以内のもの)
- ・ 戸籍謄本・抄本 (戸籍の附票の写しが添付されているもので発行から 6 カ月以内のもの)
- ・ 官公庁が発行、発給した顔写真のない書類